

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0820010	学校園用務業務に係る継続的人材派遣委託契約事業	-	-		労働者派遣法施行令(政令)第4条(いわゆる、政令指定26業務)への、「学校園用務業務」の追加認定	本市における行政構造の改革の推進、とりわけ、業務のアウトソーシングについては、行政責任の下、多様な実施主体で公共サービスを担うべきという観点から積極的な取り組みをおこない、全国的にも稀と思われる、学校園用務業務の人材派遣委託契約を、平成19年度から締結しているところである。 しかしながら、本年度(平成21年度)末をもって3年を迎え労働者派遣法等の規制から、用務担当職員の任用・補完方策を検討する必要性に直面している。未だ、学校園における用務担当職員の直接配置の希望は根強いが、いわゆる単労働者の採用の新規雇用が困難を極めており、特に高齢者の雇用創出に資する本業務の規制緩和を要望するものである。	-	-	規制を所管していませんが、必要に応じて厚生労働省からの協議に応じます。		1016010	堺市教育委員会	大阪府	厚生労働省 文部科学省
0820020	茶道を初等教育の教育課程とする特区	学校教育法施行規則第55条の2等	教育課程を工夫し、例えば、学校教育法施行規則に定める授業時数よりも多くの授業時数を実施し、その追加して行う授業時数の中で、御提案の指導を行うことは可能です。また、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、「教育課程特例校」に申請をいただければ、一定の要件を満たす場合、特別の教育課程を実施する学校として指定することも考えられます。		茶道を初等教育の教育課程に組み込む	「人が人を大切に」、「当たり前のことで大切なことが現代では出来にくくなってしまいました。他人の心を傷つけ、わが身を振り返らず、自分さえよければと言う風潮が社会に溢れかえっています。本市においても例外でなく、児童を取り巻く教育環境の変化により、行動に落ち着きがなく、相手を思いやる心が乏しい児童が多く見られるようになり、学習規律が身につかず、授業に集中できない児童が増えています。こうした時代に、人を敬い、和みの世界と物事に動じない心を子どもたちに身に付けさせてやりたいと言う願いから、本市では小学校の教育課程として「茶道」を取り入れたいと考えています。 「茶道」については、これまでも希望する児童を対象に特別活動(クラブ活動)の時間や、学校裁量の時間において実施していますが、参加している児童の言動を検証しますと明らかに言葉づかいが丁寧であり、立ち居振る舞いにも落ち着いた態度が見られるという成果が上がっています。これは、千利休が唱えたと云われる「和敬静寂」の茶道の精神にも通じるものがあり、あらゆる動作や言葉が相手への「もてなしの深い心」が児童に育ってきたものと考えます。そこで、このような成果を市内の4・5・6年生すべての児童に身に付けさせたいと考え、「茶道」を正規の教科として新設し、教育課程に位置づけて実施します。なお、指導者は、市内在住の茶道家に協力を要請したいと考えています。 本市では、「躰のできるまちづくり」を目指し、幼・小・中の12年間を見通した連携による「しつけ教育」を実施していますが、児童が「茶道」を学ぶことにより、心を豊かにし、規律正しい日本人の育成になるものと願っています。	D	-	教育課程を工夫し、例えば、学校教育法施行規則に定める授業時数よりも多くの授業時数を実施し、その追加して行う授業時数の中で、御提案の指導を行うことは可能です。また、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、「教育課程特例校」に申請をいただければ、一定の要件を満たす場合、特別の教育課程を実施する学校として指定することも考えられます。		1027010	普通寺市	香川県	文部科学省
0820030	修士の学位授与の要件の緩和	学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第2項 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第3条第1項	修士の学位は、修士課程を修了した者に対して授与することとされている。		大学による修士の学位授与について、修士課程を置く大学院において、原則として2年以上在籍し、30単位以上を取得し、研究指導を受けて修士論文又は特定課題についての審査又は試験に合格し、修士課程を修了した者に対して授与することとされているところ、研究機関に所属する研究員等であって、当該研究機関と大学等による共同研究に1年以上参加し、当該共同研究の成果に関する報告、論文等を大学に提出し、審査を受け、これに合格した場合については、学位規則第3条の適用にあつては、修士課程を修了したものとみなすことを求める。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトを実施する予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究が行われ、その成果は、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることとしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与されるが、今後の活躍が期待される若手の研究者が中心であり、その中には学士より上の学位を有していない者や我が国の大学における学位の取得に魅力を感じ、これを希望する者も含まれる。本提案は、こうした研究員の共同研究プロジェクトにおける成果に対して、学位の付与を通じて社会的に明確な評価を与え、ともに、同研究所、アジア・太平洋諸国の研究者及び大学との連携を明確にすることを通じて学位を付与する大学の質及び地位の向上並びにイノベーションの促進を図り、もって地域経済の地位の向上につなげることを目指すものである。	C	I	学位は、大学・大学院の教育課程を修了した者に対し、その知識・能力の証明として当該大学・大学院から授与されるものであり、この原則は、国際的にも定着しているところです。したがって、修士の学位は、大学院の修士課程を修了した者に対して授与されるべきものであり、修士課程を修了することなく、研究業績の側面のみで修士の学位を授与する制度を創設することは、学位制度の趣旨にそぐわず、また、そのような制度は諸外国の学位制度と比較しても特異であり、学位の国際的通用性を確保することができないという観点からも、ご要望に対応することはできません。	アジア太平洋研究所プロジェクト	1034040	(株)三井物産戦略研究所	東京都	文部科学省
0820040	NPO法人が整備するソーラ事業への整備補助金と売価価格適用の緩和。 (「2MW発電所」と「公共施設」&「一般家庭・戸建住宅」設置のソーラ事業)	学校施設の確保に関する政令第3条	公立の学校施設は学校教育の目的以外に使用できない。ただし、法律等の規定に基づく場合や学校長等の同意を得た場合には使用することができる。		NPO法人が、公共施設の屋根へソーラパネルを設置する事業を可能とする。	NPO法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電等の事業」をすることで、市財政と住民への負担を掛けずに地域での太陽光発電の普及と雇用を図る。 【提案理由】 ・高知県は日照条件の良さから、ソーラ発電量が全国一であり、「南斜面に面した当該敷地に、2MWのメガソーラ発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電とグリーン電力認証の事業」によって地域でのソーラタウンモデル事業が可能な立地条件を備えている。 ・ソーラ発電促進を目的としたNPO法人の事業であることより、整備補助金や売電料金の適用を公共や一般家庭への優遇措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。 ・事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や郵政へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。 【措置】 ・公共施設(学校、庁舎等)の屋根へのソーラパネル設置規制の緩和。	D	-	公立学校の管理者である教育委員会又は学校長の同意を得ればご提案の構想は実現可能です。	地域活性化モデル事業	1059020	株ドゥブラコン	高知県	総務省 文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0820050	世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の許可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する法律」(平成十五年三月三十一日文科省告示第四十五号)	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した宅地に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核とした地域再生を果たしたい。 (提案理由) 鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、日本獣医師会などから産業動物分野、公衆衛生分野、小動物臨床分野の獣医学教育の改善が課題と指摘されている。このため、こうした課題に対応する世界水準の教育課程や教員配置を行う高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置するための規制緩和を行う特区の設置を提案する。米国では獣医師を人材養成の中心課題とし、連邦獣医学施設の抜本的拡充が図られているが、わが国ではペット産業の隆盛が産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などへの人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。現在全国930人の定員の内、西日本には国立大学の165人しか割り当てがなく、箱根以西でも195人しかない。特に、四国には1つも獣医学部がないことから、卒業研修機関もない。一方、家畜衛生や公衆衛生分野を担う自治体に勤務する獣医師不足は危機的状況にある。このため、特区で獣医学部を設置し、四国の学生の進学数の増加を図り、学生募集の地域枠の設定や卒業生の四国への従事を奨励することなどにより、農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師の供給の不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になり、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。	C	Ⅲ	現在、獣医関係学部・学科を設置する大学(以下「獣医系大学」という。)は、入学定員規模が930名、11都道府県に設置されており、各獣医系大学の学生が県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、ご指摘されている教育機会の均等については、四国地方がその他の地域と比べて、直ちに均衡を失っているという状況ではないと考えています。 獣医師の需給規模等については、平成19年5月に農林水産省の検討会において取りまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」によると、獣医師の需給に関し全体としては明確な供給不足といった見解は示されていません。 これを踏まえ、現在、農林水産省において、平成22年度を目途に「獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針」の策定に向けた審議が行われていますが、その中で、獣医師の活動分野や地域の偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因を分析し、必要な取組について審議が行われると聞いています。文部科学省としても獣医学教育の現状と課題等の情報を提供しつつ、策定された基本方針等を踏まえ、適切に対応していきます。また愛媛県においても、都道府県計画の策定に向けて、県内の獣医師免許保有者のうち他県と比較して多数の者が獣医事に従事していない状況にあることの原因分析などを踏まえ、検討が行われるものと考えています。 なお、文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えています。 さらに、文部科学省においては、昨年12月に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議を設置し、社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在などの課題に対応した教育内容や質の保証等について検討しているところであり、その中で産業動物分野や公衆衛生分野を取り巻く課題についても、全国的な課題として改善方策について検討しています。		1062010	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
0820060	学校事務員の教師補助	学校教育法第37条第14項	小学校に設置する事務職員の職務について、事務に従事することを規定している。		教師が生徒と向き合う時間を増やすため、学校事務職員が教師の行う教育に密接に係る事務作業を手伝える状況を整える。具体的には学校教育法第37条14、15項の内容を変更し、助教諭が不足しているなど、やむをえない場合に、学校事務職員に、助教諭の職務を助けることを可能とする。	教育現場では、いま教師が勉強を教え、生徒と向き合う時間以外に事務作業に追われ存分に教育活動に時間をさけない状況がある。そこで現在いる事務職員に教師の補助的な仕事をさせる権限を与える。	D	-	学校教育法第37条第14項において、「事務職員は、事務に従事する」とされており、この場合の事務は、校長、教員の職務遂行を円滑ならしめるために必要な諸々の仕事を指すと考えられます。事務職員は、このような事務に従事することにより、現行制度上も、教員が抱える事務負担を軽減することができるものであり、ご要望の制度改正は不要と考えています。	1079010	個人	神奈川県	文部科学省	
0820070	中学校学習指導要領第9節外国語文法事項(イ)文型 変更	学校教育法第48条、学校教育法施行規則第74条、平成20年文科省告示第28号	学習指導要領は、各学校が編成及び実施する教育課程の基準です。学習指導要領においては、各教科等の目標、内容等について中核的・大綱的な事項を定めています。		「中学校学習指導要領第9節外国語文法事項(イ)文型」の中の五文型を用いる指導法の撤廃	平成20年5月26日教育再生懇談会第一次報告によると、現在日本が目指す英語教育の指針として国際的に通用する人材を育てるために抜本的な英語教育の強化が挙げられており、その他の東アジア諸国を参考とした英語力の質、語彙量を目指し、コミュニケーション力を重視する方針を示している。それにも関わらず、現在学術的要素の強い5文型を必須指導項目にしているのはこれに過ぎない。 主な理由: ・コミュニケーションを重視した英語教育を行う際5文型はあまり意味をなさない。基本的な文法事項のみをまずは理解してから英語を使ってコミュニケーションをとる方が、より生きた英語力を手に入れることが出来る ・そもそも5文型とは英語を母国語にしている人たちにとっては、日本人である私たちが国語で用いる品詞分解のようなものであるため、英語力を十分に持っている人が更に理解を深めるために用いるものであるため、中学校英語の初段階で必修事項として教えるものではない ・実際英会話に用いる生きた英語はこの5文型に当てはまらないものが多々ある ・先進国で5文型による指導を必須としているのは日本だけである。たとえば台湾と韓国は近年5文型での指導法を廃止した ・中学校英語には5文型を適用しなければならないような複雑難解な英文解釈はないので5文型を教え込む必要がない 以上の理由より教育指導要領の5文型を元にした項目を撤廃するべきである。	C	Ⅲ	中学校学習指導要領(平成20年文科省告示第28号)においては、第9節の第2の2の(3)の(イ)のa～fに文構造を示し、これらの文構造等を用いて、生徒に言語活動を行わせることとしています。このため、中学校における外国語科の指導に当たっては、3年間にわたって、学習指導要領に定めるすべての文構造について、それらを用いた言語活動をすべての生徒が行えるよう指導を行うことが必要です。 もっとも、中学校学習指導要領においては、これらの文構造をはじめとする文法事項の取扱について、「用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるように指導すること」を示しています。このようなことに配慮して、コミュニケーション能力の育成を図ることは、御指摘の趣旨に沿ったものと考えています。 なお、学習指導要領の5文型を用いる指導法の撤廃というご要望については、制度の特例ではなく、地域の特性・ニーズに応じて特定の地域にだけ全国一律の規制と異なる制度を認める特区の制度趣旨に馴染まないものと考えます。	1082010	個人	神奈川県	文部科学省	
0820080	外国人児童の教育に関する条文の改正について	小学校学習指導要領第1章第4の2(8) 小学校学習指導要領解説総則編第3章第5節の8	海外から帰国した児童や外国人の児童について、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど、適切な指導を行うことを規定しています。		「海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」の条文に外国人児童も対象となっていることを明文化する。	現在、日本には多くの外国人が在住しており、その中には義務教育の対象となる児童も含まれている。しかし、彼らに対する教育制度は充分なものではなく、言語や文化の面で困難が生じているのが現状である。これに対し、小学校学習指導要領で第1章第5の2(7)のように定めているが、この条文では一見すると、帰国子女を対象としたものであり、この対象に外国人児童が含まれるかについては明確でない。文科省の解説を参照すると、外国人児童に対する指導についても十分な配慮が見られる。これを踏まえ、外国人児童の指導環境の向上を目指すためにも、条文に対象として「海外から帰国した児童及び外国人児童」を明文化することを提案する。	D	-	外国人児童への配慮については、既に「小学校学習指導要領解説総則編」で明示されています。 御指摘のような法令の文言修正については、地域の特性・ニーズに応じて特定の地域にだけ全国一律の規制と異なる制度を認める特区の制度趣旨に馴染まないものと考えます。	1085010	個人	神奈川県	文部科学省	